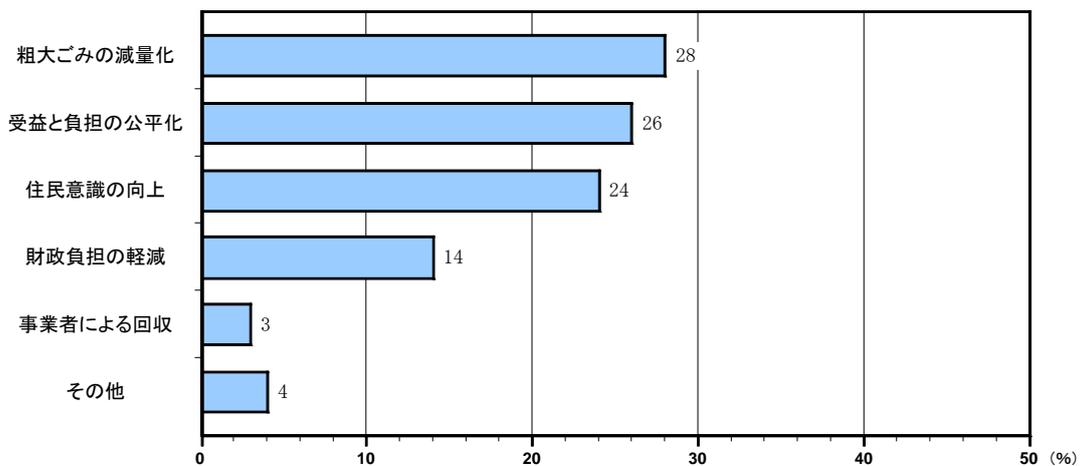


粗大ごみの有料制について

(1) 粗大ごみ有料化の背景

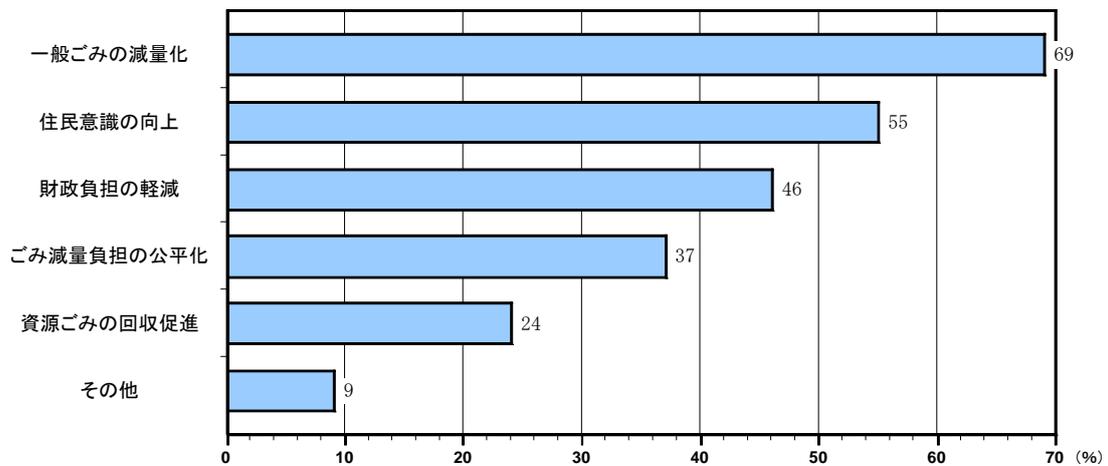
○粗大ごみの有料化を導入した自治体の導入目的は、「ごみの有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議)によれば、粗大ごみの減量化、受益と負担の公平化、住民意識の向上の3つが目的としてあげられている。

図1 粗大ごみの有料化の導入目的



出典:「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)
粗大ごみの有料化を導入している710自治体の回答

<参考>家庭系一般ごみの導入目的



出典:「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)
一般ごみの有料化を導入している533自治体の回答

〔最近有料化を導入した府内自治体の導入目的〕

■豊中市（平成18年10月から実施）

○第4期廃棄物減量等推進審議会（平成14年6月3日答申）では、ごみの減量促進、受益者負担、負担の公平性確保のため、粗大ごみの有料化を推進するものとし、その取り組み内容として、粗大ごみの有料化を「現在の電話申し込み制度が市民に定着した後、できるだけ早期に導入する」ことが、妥当であると答申している。

■門真市（平成20年4月から実施予定）

○有料化を実施する目的として以下の5点をあげている。

- 1) ものを大事に使い、多少壊れても修理をして、長く使おうといった意識と行動を誘発させ、ごみの減量を促進する効果が期待できる。
- 2) ごみ問題に対する住民意識を向上させる。
- 3) 「粗大ごみ」の排出量は世帯間格差があり、処理費用を一律に税金でまかなうことは、公平ではなく、排出量に応じて排出者が処理費用の一部を負担する「負担の公平化」を図る。
- 4) 家庭系ごみ全般の減量化促進をさらに図る。
- 5) 減量化に伴うごみ処理費用、すなわち焼却・破碎処理及び最終処分費の削減を図る。

（2）大阪府内の粗大ごみの有料制導入状況

○大阪府内の有料制の導入状況は表1に示すとおりである。府内43市町村のうち、24市町村で有料制が導入されている。ちなみに、一般ごみへ有料制を導入している市町村は11市町村である。

表1 大阪府内の粗大ごみの有料制導入状況

	有料			無料	
	品目別 料金設定 方式	2～3段階 大きさ別 料金設定 方式	定額制 料金設定 方式	電話申込	ステーション・各戸
市町村数	7	9	8	6	13

注) 河内長野市等の超過量制でも粗大ごみ1個につき1枚貼る場合は定額制料金設定方式に含めた。
また、箕面市のように処理券を貼ってステーションに出す場合でも、大きさによって処理券を貼る枚数が異なる場合は、大きさ別料金設定方式に含めた。

表2 大阪府内の粗大ごみの有料制導入状況一覧

	粗大ごみ			可燃ごみ	
	実施状況	方式①	方式②	実施状況	方式
八尾市	×			×	
大阪市	○	電話申込	品目別	×	
堺市	○	電話申込	品目別	×	
岸和田市	○	電話申込	大きさ別	○	超過量方式
豊中市	○	電話申込	品目別	×	
池田市	○	家の前	大きさ別	○	超過量方式
吹田市	×			×	
泉大津市	○	電話申込	品目別	×	
高槻市	×			×	
貝塚市	○	電話申込	大きさ別	×	
守口市	×			×	
枚方市	○	電話申込	品目別	×	
茨木市	×			×	
泉佐野市	○	電話申込	大きさ別	○	従量制
富田林市	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式
寝屋川市	○	電話申込	大きさ別	×	
河内長野市	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式
松原市	×			×	
大東市	×			×	
和泉市	○	電話申込	品目別	×	
箕面市	○	ステーション	大きさ別	○	超過量方式
柏原市	×			×	
羽曳野市	×			×	
門真市	×			×	
摂津市	×			×	
高石市	○	電話申込	品目別	×	
藤井寺市	×			×	
東大阪市	×			×	
泉南市	×			×	
四条畷市	×			×	
交野市	×			×	
大阪狭山市	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式
阪南市	×			×	
島本町	○	電話申込	定額方式	×	
豊能町	×			×	
能勢町	○	電話申込	大きさ別	○	超過量方式
忠岡町	○	電話申込	定額方式	×	
熊取町	○	電話申込	大きさ別	×	
田尻町	○	電話申込	大きさ別	×	
岬町	×			×	
太子町	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式
河南町	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式
千早赤阪村	○	ステーション	超過量方式	○	超過量方式

(2) 粗大ごみの有料制の方法と特徴

○粗大ごみの有料制の方法と特徴を表3に整理している。

表3 粗大ごみの有料制の方法と特徴

方法		概要	特徴		典型事例												
			メリット	デメリット													
従量制	品目別料金設定方式	<p>○概ね1個200円から3,000円の間で品目別大きさ別に5ランク程度の料金を設定し、排出依頼者から処理手数料を徴収する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅1m未満のサイドボード 500円 ・幅1m以上のサイドボード 1,300円 <p>○ランク別料金の設定には、倍数で設定(例えば300円、600円、900円・・・)と、それ以外で設定(例えば、200円、500円、900円・・・)がある。</p> <p>○大きさの物差しとして、幅、高さ、最大辺や径、三辺の長さの計、容量などが用いられている。</p> <p>○品目別大きさ別以外にも、卓上型・それ以外、1人用・2人以上用のように大きさに準ずる区分を設定したり、木製・それ以外、スプリング入り・無しのように処理困難性の要素による区分を設定している場合もある。</p> <p>○人口30万人以上で粗大ごみの有料制を導入している都市の多くは品目別大きさ別料金設定方式を導入している。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○品目名が一覧表にあがっており、粗大ごみはどのような物か具体的なイメージを伝えることができる。</p> <p>(市)</p> <p>○品目別排出量の推移や季節変動を把握することができ、収集計画や処理計画へ反映できる。</p> <p>(共 通)</p> <p>○単価方式では現場で重量や容積の測定作業や処理手数料納付が必要となるが、品目別料金設定方式では測定作業が不要であるとともに事前に手数料券(シール等)を購入して納付することが可能であり、収集現場での手間を簡略化できる。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○ごみ処理手数料一覧に排出する品物と一致する品目があれば手数料が分かるが、一致していない場合には判断がしにくい。</p> <p>○過度に細かく品目別大きさ別処理手数料を設定すると、一覧表の中から該当する品目を探すのが大変である。</p> <p>(市)</p> <p>○上記と同じ理由で電話対応だけでは手数料を説明しにくい場合がある。</p> <p>○粗大ごみ収集時に料金が適正に払われているかどうかをラベル等で確認するが、過度に細かく品目別大きさ別処理手数料を設定すると確認しづらくなる。</p> <p>○引越ごみや臨時ごみの料金徴収時において一つ一つの品目や大きさを確認して処理手数料を計算する必要がある。</p>	<p>[京都市]</p> <p>○ランク別料金は倍数で設定(400円券(シール)1種類のみ)</p> <p>○粗大ごみ処理手数料(以下に抜粋)</p> <p>◇大分類</p> <ul style="list-style-type: none"> — 電気器具・ガス器具及び石油器具 — 家具及び寝具 — 娯楽器具、スポーツ器具・健康器具、その他の粗大ごみ — ガラクタ類、ボロ類・・・45ℓのポリ袋に入れた小型家電や衣類等 <p>◇具体例(抜粋)</p> <table border="1"> <tr> <td>400円</td> <td>ホットプレート, 傘立て, 三輪車 等</td> </tr> <tr> <td>800円</td> <td>衣類乾燥機, 鏡台, ランニングマシン 等</td> </tr> <tr> <td>1,200円</td> <td>カラオケ演奏装置, 二段ベッド, 物干し台 等</td> </tr> <tr> <td>1,600円</td> <td>オイルヒーター, 両袖机, オルガン 等</td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> <td>ソファベッド, 電子オルガン 等</td> </tr> <tr> <td>2,400円</td> <td>本棚・食器棚(高さ、幅及び奥行きの合計が4m以上4.5m未満のもの)</td> </tr> </table> <p>◇大きさ別料金設定の例(たんすを例として)</p> <p>※全ての品目が大きさ別等の設定されているわけではなく、大半は品目指定のみ。大きさ別設定は、電子レンジ、ステレオセット、たんす、本棚・食器棚・その他の棚、テーブル、敷物、いす、ベッド、マットレス、物置 等</p> <p>400円：高さ、幅及び奥行きの合計が2m未満</p> <p>800円：高さ、幅及び奥行きの合計が2m以上2.5m未満</p> <p>1,200円：高さ、幅及び奥行きの合計が2.5m以上3m未満</p> <p>1,600円：高さ、幅及び奥行きの合計が3m以上3.5m未満</p> <p>2,000円：高さ、幅及び奥行きの合計が3m以上3.5m未満</p> <p>2,400円：高さ、幅及び奥行きの合計が4m以上4.5m未満</p> <p>○一時多量ごみも上記の処理手数料を適用する。ただし、市民持込ごみに対しては別途単位重量当たりの処理手数料が設定されている。</p> <p>[府内の品目別料金設定方式を導入している都市]</p> <p>大阪市/堺市/豊中市/泉大津市/枚方市/和泉市/高石市/ など</p>	400円	ホットプレート, 傘立て, 三輪車 等	800円	衣類乾燥機, 鏡台, ランニングマシン 等	1,200円	カラオケ演奏装置, 二段ベッド, 物干し台 等	1,600円	オイルヒーター, 両袖机, オルガン 等	2,000円	ソファベッド, 電子オルガン 等	2,400円	本棚・食器棚(高さ、幅及び奥行きの合計が4m以上4.5m未満のもの)
400円	ホットプレート, 傘立て, 三輪車 等																
800円	衣類乾燥機, 鏡台, ランニングマシン 等																
1,200円	カラオケ演奏装置, 二段ベッド, 物干し台 等																
1,600円	オイルヒーター, 両袖机, オルガン 等																
2,000円	ソファベッド, 電子オルガン 等																
2,400円	本棚・食器棚(高さ、幅及び奥行きの合計が4m以上4.5m未満のもの)																

方法		概要	特徴		典型事例
			メリット	デメリット	
従量制 (続き)	定額制 料金設定方式 (又は2～3 段階大きさ別 料金設定方式)	<p>○定額制料金設定方式とは、粗大ごみを大きさや品目に関わらず1個幾らという料金を設定する方式である。一方、2～3段階大きさ別料金設定方式とは、大きさにより2～3程度のランクに分けて料金を設定している都市もある。</p> <p>○比較的規模の小さな都市が導入している。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○基本的には個数に比例するので支払う処理手数料が分かりやすい。</p> <p>(市)</p> <p>○粗大ごみ収集時に料金が適正に払われているかどうかをラベル等で確認するが、処理手数料の確認が容易である。</p> <p>(共 通)</p> <p>○単価方式では現場で重量や容積の測定作業や処理手数料納付が必要となるが、定額制料金設定方式では、品目別大きさ別料金設定方式と同様に測定作業が不要であるとともに事前に手数料券(シール等)を購入して納付することが可能であり、収集現場での手間を簡略化できる。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○特になし。</p> <p>(市)</p> <p>○品目別排出量の推移や季節変動を把握することができず、実績データに基づく収集計画や処理計画が策定しにくい。</p>	<p>[箕面市](大きさ別料金設定方式)</p> <p>○市指定ごみ袋に入らない物を粗大ごみとし、長辺が1.5m以下でかつ、持ち運びができる物：300円/個、長辺が1.5mを超え3.0m以下でかつ、持ち運びができるもの：600円/個とし、300円の処理券を2枚貼って出す。なお、3.0m以上の物は処理困難物として臨時ごみ・持ち込みごみ扱いとしている。</p> <p>[府内の定額制料金設定方式、大きさ別料金設定方式を導入している都市]</p> <p>◇定額制料金設定方式 島本町(申請1件につき2,000円…トラック1台分まで同一料金)</p> <p>◇2～3段階大きさ別料金設定方式 岸和田市/池田市/貝塚市/泉佐野市/寝屋川市/箕面市/忠岡町/熊取町/田尻町</p> <p>[その他の定額制料金設定方式を導入している主な都市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個数当たりの均一価格設定都市 松戸市(1,000円/個)/柏市(1,050円/個)/川口市(310円/個)/宇都宮市(810円/個)/横須賀市(500円/個※適因物は別料金)/那覇市(300円/個) ・大きさにより2つ程度のランクに分けて定額料金を設定都市 所沢市(一辺90cm以上1,000円/個、50cm以上90cm未満500円/個) ・1回収集当たりの均一価格設定都市 大分市1,950円/回
	重量(容積)当たり単価設定方式	<p>○例えば、40ℓのごみ袋に入らない物や重さ5kg以上の物を粗大ごみとし、1kg当たり○△円等の単価を設定し、処理手数料を徴収する。</p> <p>○人口規模大きな都市では、八王子市、町田市等の少数である。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○客観的に計測できる重量や容積がごみ処理手数料算定の基礎となっており、処理手数料については納得しやすい。</p> <p>(市)</p> <p>○上記に示す理由で処理手数料を市民に説明しやすい。</p> <p>○引越ごみや臨時ごみの料金徴収時において、重量や容積の計測だけで処理手数料が計算できる。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○特になし。</p> <p>(市)</p> <p>○品目別排出量の推移や季節変動を把握することができず、実績データに基づく収集計画や処理計画が策定できない。</p> <p>(共 通)</p> <p>○現場で重量や容積の測定作業や処理手数料納付が必要となり、排出者の立ち会いが必要となる。</p>	<p>[町田市]</p> <p>○60cm以上あるいは10kg以上のごみや一時多量ごみはリサイクル公社へ粗大ごみとして収集を申し込み、戸別収集をしてもらう。処理手数料は40円/kgである。なお、直接リサイクル文化センターに持ち込む場合は20円/kgである。</p> <p>○60cm以下あるいは10kg以下のごみ(小型家電、座椅子、ストーブ等)は「燃やせないごみ」の収集区分がある。</p>
超過量制	一定量以上有料方式	<p>○一定個数までは無料収集し、一定量を超えた場合に処理手数料を徴収する。</p> <p>○人口規模の大きな都市では、長野市が採用している。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○一定量まで無料であり(長野市では20個まで)有料化に対する負担は少ない。</p> <p>(市)</p> <p>○特になし。</p>	<p>(市 民)</p> <p>○一定量が多すぎる場合は粗大ごみの発生抑制に対する経済的な誘導効果が発揮しにくい。</p> <p>(市)</p> <p>○一定量以上を排出したかどうかの管理のため多額の費用がかかるそれがある。</p>	<p>[長野市]</p> <p>○毎年各世帯に無料排出シールを20枚配布し、このシールが貼ってあれば無料で粗大ごみを収集する。</p> <p>[府内の超過量制を導入している都市] 富田林市/河内長野市/大阪狭山市/太子町/河南町/千早赤阪村</p>

(4) 具体的な粗大ごみ処理料金の例

①品目別料金設定方式（豊中市）

粗大ごみの申し込み方法

①粗大ごみ受付センターに電話してください。

（申し込みは、粗大ごみ収集日の3か月前から7日前までです。）

○粗大ごみ受付センター

電話番号 ☎0120-538-370

携帯電話・IP電話からは、☎06-6486-0530（有料）

※間違い電話が多くなっています。おかけ間違いのないようご注意ください。

＜受付＞月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分（年末年始を除く）

※月曜日～金曜日が祝・休日の場合も受付けています。



②電話番号、住所、お名前、粗大ごみを出す場所をお聞きします。

- ・戸建住宅か集合住宅かを確認します。
- ・戸建住宅の方には、家の前まで収集車が入れるかお聞きします。
- ・収集車が通れないときは、粗大ごみを出す場所を指定してください。
- ・集合住宅は、ごみステーションでの収集となります。

③収集日、品目、個数などをお聞きします。

- ・収集日は、毎月1回で地区ごとに指定された曜日となっています。
- ※別配布の「ごみの日程表」でご確認ください。

＜受付がスムーズに行えるように＞

たんすや本棚、食器棚、ラックなどは、あらかじめ高さや幅の長さを確認しておいてください。また、形状や機能なども説明できるようにお願いします。

④処理手数料、受付番号、収集日をお知らせします。

- ・品目ごとの処理手数料額と受付番号をお知らせします。
- ・収集日を再確認します。
- ※収集日や処理手数料、受付番号などを間違えないように、メモをしておきましょう。

⑤粗大ごみ処理券を購入してください。

- ・品目ごとの処理手数料額ごとに、粗大ごみ処理券を購入してください。
- （注：購入した粗大ごみ処理券は払い戻しできませんので、ご注意ください。）
- ※粗大ごみ処理券販売所は、15ページをご覧ください。

⑥処理券を貼って、収集日の午前8時30分までに出示してください。

- ・粗大ごみ処理券に「受付番号」と「収集日」を記入して、貼ってください。
- ※詳しくは、6ページの「粗大ごみの出し方」をご参照ください。

◆聴覚障害・言語障害のある方や外国人の方は、
ファックス（日本語のみ）での申し込みができます。

①粗大ごみ受付センター ファックス番号 ☎0120-533-476

- ・用紙に自宅のファックス番号、住所、お名前、品目、個数、ごみを出す場所（収集車が家の前まで入れる場合は「家の前」、入れないときは「戸口進入不可」と記入）、収集日を記入して、ファックスで送信してください。

②折り返し粗大ごみ受付センターから連絡のファックスが届きます。

- ・品目ごとの処理手数料額、受付番号、収集日などをファックスでお知らせします。

粗大ごみ処理手数料一覧表

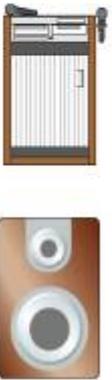
① 電化製品(台所用品を除く)

●最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*印は主な類似品	金額	備考
アンテナ(室外用)、パラボラアンテナ		300	
衣類乾燥機		600	
衣類乾燥機台		300	
ウインドファン		600	
温水洗浄槽付便座		300	
加湿器		300	
空気清浄機	*空気清浄機 *タバコの煙吸引機	300	
照明器具		300	
除湿器		600	
スポンプレッサー		300	
扇風機	*空気循環プロペラ(天井取り付け用) *冷風機	300	
掃除機	*スチームクリーナー *スチーム掃除機	300	
布団乾燥機		300	
マッサージ機	いす型以外のもの	300	
(あんま機)	いす型のもの	1,800	
ミシン	卓上型のもの	300	
	卓上型以外のもの(収納式据置用)	1,200	
その他のもの		300	

② 映像・音響機器

●最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*印は主な類似品	金額	備考
オーディオアンプ	*業務用アンプ(ギター用等) *イコライザー	300	
カセットデッキ	*テープデッキ	300	
カラオケ演奏装置		1,800	
ステレオセット、ミニコンポ	最大の辺が1m未満のもの (スピーカーを含む。)	600	
	最大の辺が1m以上のもの	1,200	
スピーカー		300	
BSチューナー	*TVチューナー *BSデコーダー	300	
*CSチューナー *FMチューナー *オーディオ用チューナー			
ビデオデッキ	*Bミリデッキ *CDデッキ *DVDデッキ *レコーダー		
CDプレーヤー、LDプレーヤー、MDプレーヤー、 DVDプレーヤー	*カセットプレーヤー *音源機 *レコーダー *レコードプレーヤー	300	
モニター(テレビチューナーのないもの) *プロジェクター *液晶テレビ		300	
ラジオカセット		300	
その他のもの		300	

③ OA機器

●最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*印は主な類似品	金額	備考
コピー機(卓上型のもの)		600	
パソコン用プリンター (スキャナー等一体型のものを含む。)		300	
ファクシミリ(電話機一体型のものを含む。)		300	
ワードプロセッサ		300	
その他のもの		300	

④ 冷暖房器具

●最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*印は主な類似品	金額	備考
こたつ (天板を除く。)	最大の辺が1m未満のもの	300	
	最大の辺が1m以上のもの	600	
こたつの天板		300	
ストーブ(ファンヒーター、赤外線ストーブ、ハロゲンヒーター等の機器器具を含む。)		300	
*加湿器 *ホットパネル *湯沸ヒーター *冷暖房機 ホットカーペット *キッチンフロアヒーター		300	
その他のもの		300	

(注) 石油ストーブ・ガスストーブ等で、乾電池着火式のもの、必ず乾電池を抜いて出してください。
また、石油ストーブは、灯油を完全に抜いて出してください。

⑤ 台所用品

●最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*印は主な類似品	金額	備考
オーブントースター		300	
オープンレンジ		600	
ガスコンロ(一口)、カセット式ガスコンロ		300	
*電気おでん鍋 *電気・ガスたこ焼き器 *七輪 *電気てんぷら鍋 *魚焼き器・焼肉器(ロースター、グリル等)			
ガスレンジ、ガステーブル		600	
換気扇		300	
グリル鍋		300	
ジュースミキサー		300	
瞬間湯沸器		300	
食器洗い乾燥機		600	
食器乾燥機		300	
炊飯器		300	
電気ポット(湯沸器を含む。)	*湯沸器 *給水器	300	
電子レンジ		600	
電子レンジ台		600	
電磁調理器	1口のもの	300	
	2口以上のもの	600	
ホットプレート		300	
ミキサー		300	
餅つき機		300	
ライザー(米びつ)		300	
レンジフード		600	
その他のもの		300	

(注) ガスコンロ・瞬間湯沸器で、乾電池着火式のもの、必ず乾電池を抜いて出してください。

⑧ 家具類

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
いす	300	
OAラック	600	
折りたたみいす	300	
カーベット、じゅうたん ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	広さが4.5畳未満のもの 300 広さが4.5畳以上のもの 600	
傘立て	300	
収納家具等(ラック、カラーボックス、キャビネット、飾り棚、収納箱、げた箱、サイドボード、書棚、食器棚、たんす、テレビ台、電話台、戸棚、ロッカー等)	幅及び高さの合計が1m未満のもの 300 幅及び高さの合計が1m以上2m未満のもの 600 幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの 1,200 幅及び高さの合計が3m以上のもの 1,800	
姿見	300	
ソファ	1人掛け及び2人掛けのもの 600 3人掛け以上のもの 1,200	
机	600	
テーブル	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上のもの 600	
ドレッサー(鏡台)	600	
ベッド(電動モーターのないもの)。ただし、マットレスを除く。	1,200	
ワゴン	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200	

⑦ 寝具類

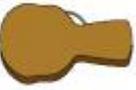
●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	*可は市指定品	金額	備考
産布団(5枚まで)	*電気産布団 ※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは対象外	300	
布団、折りたたみ式マットレス(1枚)	※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは対象外	300	
枕	*冷感枕 ※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは対象外	300	
マットレス(折りたたみ式を除く。)	スプリングを使用していないもの 600 スプリングを使用しているもの 1,200		
毛布、電気毛布	※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは対象外	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200		

※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは、品物を入れて上をくっつけた状態のものをお願いします。

④ 楽器

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
エレピアノ(電子ピアノ)	1,800	
オルガン	600	
楽器ケース	300	
キーボード	300	
ギター、エレキギター	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200	

⑨ 健康器具

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
エアウォーカー	600	
エアロバイク、サイクリングマシン	1,200	
ステッパー	600	
トリマー	300	
トレーニングベンチ	600	
ぶら下がり健康機	300	
ランニングマシン、ウォーキングマシン	自走式のもの 600 電動式のもの 1,800	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200	

⑩ スポーツ・レジャー用品

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
クーラーボックス	300	
剣道の防具	300	
ゴムボート	300	
ゴルフバッグ	300	
ゴルフクラブ(14本まで)	300	
ゴルフセット(ゴルフバッグ及びゴルフクラブ(14本まで))	300	
サーフボード	300	
スキー板(1組)	300	
スキー用ストック(1組)	300	
スキーセット (スキー板(1組)及びスキー用ストック(1組))	300	
スケートボード	300	
スノーボード	300	
テント一式	300	
パーベキューコンロ	300	
ビーチパラソル	300	
レジャーテーブル	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200	

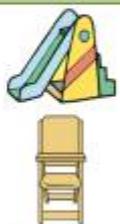
⑪ 乗物

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
一輪車	300	
乳母車	600	
車いす(手動式のもの)	600	
三輪車	300	
自転車(電動アシスト式自転車にあっては、充電式電池を取り外したもの)	600	
ペーパークー	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの 300 最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの 600 最大の辺又は径が2m以上のもの 1,200	

12 乳幼児用品

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考
滑り台	600	
ブランコ	600	
ベビーカー	300	
ベビーカー	300	
多行車	300	
ゆりかご	300	
その他のもの ※45リットルの市指定 ごみ袋に入るものは 対象外	最大の辺又は径が1m未満のもの	300
	最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの	600
	最大の辺又は径が2m以上のもの	1,200

※45リットルの市指定ごみ袋に入るものとは、品物を入れて上をくくった状態のものをいいます。

13 その他

●特に注意書きがないものは、最大の辺または径が30cm以上のものが対象です。
(30cm未満のものは、可燃ごみか不燃ごみの日に出してください。)

品目	金額	備考	
アイロン掛け台 (スタンド式のもの)	300		
アコーディオンカーテン	300		
編み物機	300		
衣装ケース	300		
カーテンレール (1mのひもでくくったもの)	300		
木切れ (最大の辺が2m未満のものであって、1mのひもでくくったもの)	300		
脚立	300		
コンバネ	300		
コンポスト容器	自然発酵式のもの		300
	電動式のもの		600
作業用袋類 (くわ、鋤、スコップ等)	300		
芝刈り機、草刈り機	手動式のもの 300 電動式のもの 600		
ショッピングカート	300		
水槽	最大の辺が60cm未満のもの		300
	最大の辺が60cm以上のもの		600
スーツケース	300		
台車	600		
つり竿 (1mのひもでくくったもの)	300		
灯油タンク	300		
トタン、波板等 (最大の辺が2m未満のものであって、1mのひもでくくったもの)	300		
鳥かご	300		
はしご (長さが2m未満のもの)	300		
ブラインド	300		
ペット小屋	600		
ホースリール台	300		
物置 (解体したもの)	最大の辺が2m未満のもの	1,200	
	最大の辺が2m以上のもの	1,800	
物干し (コンクリート台を除く。)	300		
物干し竿 (3本まで)	300		
その他のもの	棒状のもの (長さが1m以上2m未満のものであって、1mのひもでくくったもの) (注)	300	
	上記以外の最大の辺又は径が1m未満のもの	300	
	最大の辺又は径が1m以上2m未満のもの	600	
※45リットルの市指定ごみ袋に入るものは対象外	最大の辺又は径が2m以上のもの	1,200	

(注) 棒状のものうち、ぼうき・蛍光灯・モップ・床掃除用具の柄・傘・のれんの棒・藁芸用楠木支柱など、日用雑貨や消耗品的なものは対象外です。

② 2～3段階大きさ別料金設定方式（箕面市）

・「大型ごみ処理券」を貼ってください。

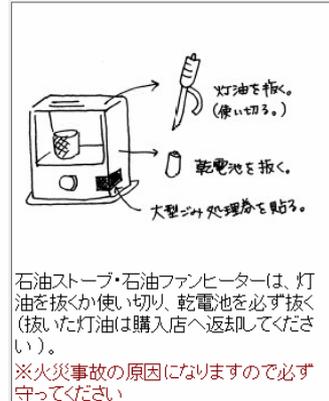
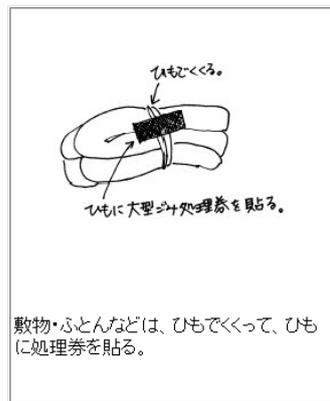
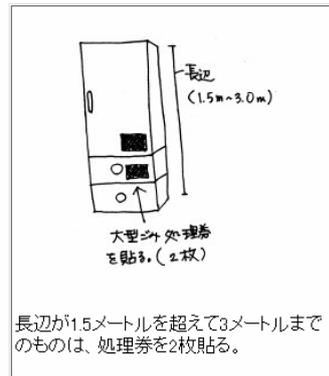
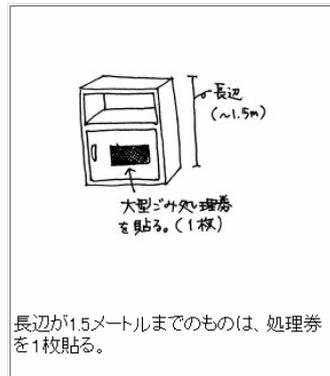
（「大型ごみ処理券」についてはこちらをごらんください（「指定ごみ袋などの配布・有料販売トップページ」へ））

長辺（一番長いところ）が 1.5メートルまでのものは、処理券**1枚**

長辺（一番長いところ）が 1.5メートルを超えて3メートルまでのものは、処理券**2枚**

・1回の収集日につき、1個まで出せます。

・燃えるごみなどと同じく決まった排出場所まで運び出してください。



③ 超過量制（河内長野市）

ごみのシール制

家庭系の資源ごみを除くすべてのごみを出すときは、必ずごみシールの貼付が必要です。シールは以下のものがあります。

●家庭系シール

もえるごみシール	無料シールを年1回3月に世帯人数に応じて送付。不足分は有料シールを下表の販売所で購入を。
もえないごみ・粗大ごみシール	

※平成14年度分の無料ごみシールから報酬金を廃止しておりますので、ご理解をお願いいたします。

●事業系シール

普通ごみシール	シールは有料です。
資源ごみシール	環境衛生課または市の各窓口センターで購入を。

もえないごみ・粗大ごみ 月1回 第 曜日

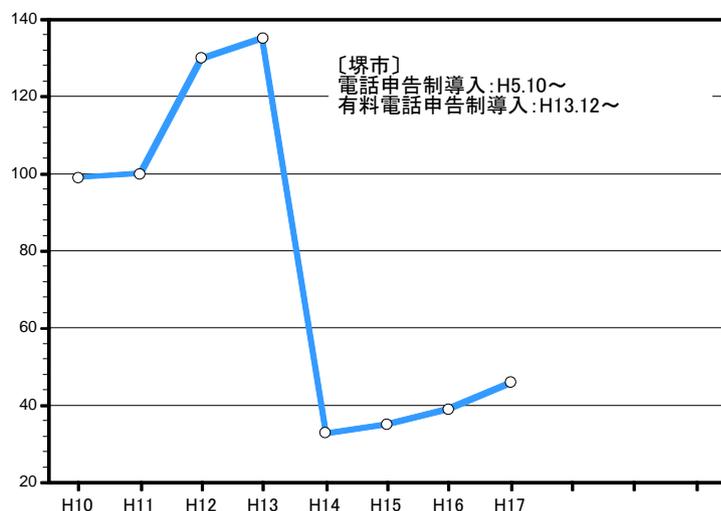
家具・寝具類 ● たんす ● 机 ● ふとん ● じゅうたん ● 座布団	家電製品類 ● アイロン ● エレクトーン ● ファンヒーター ● 乾電池 ● 掃除機	せともの類 ● きゅうず ● 花びん ● 茶わん ● 皿
ガラス類 ● 鏡 ● 蛍光灯 ● コップ ● 耐熱ガラス ● 窓ガラス	刃物類 ● はさみ ● 包丁 ● のこぎり 安全のため刃物、鋭れたガラス等は、紙で包んでください。	その他 ● 自転車 ● ストープ等は鮮度を保てるため乾電池を必ずはずして出してください。 ● 剪定枝 ● ストープ ※長さは1.5m以内

◎ 「もえないごみ・粗大ごみシール」が必要です。
 ◎ 「もえないごみ・粗大ごみシール」は、30リットルまたは、45リットル推奨ごみ袋に1枚貼ってください。
 ◎ 大型のもので、推奨ごみ袋に入らないものは、一点につき1枚貼ってください。

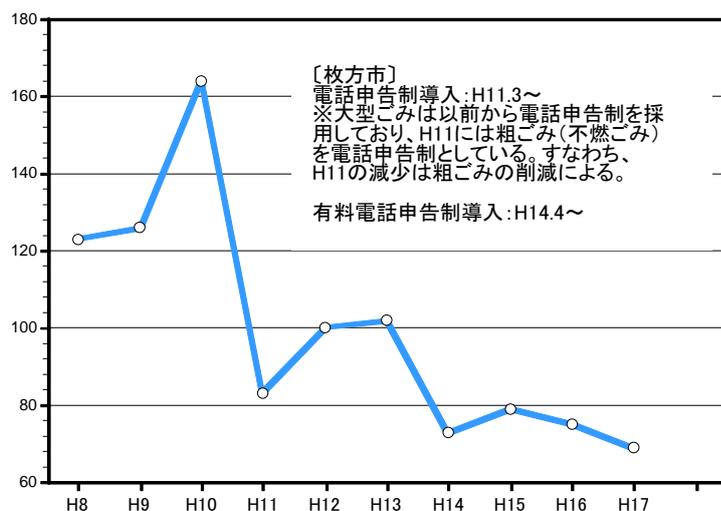
(5) 導入による粗大ごみ排出量の推移

以下、基準年度の粗大ごみ排出量を100とした推移を示す。なお、基準年度については、直前の年度は一般的に駆け込み排出でかなり増加するため、定常時の収集量として導入年度の2年前の年度を採用している。

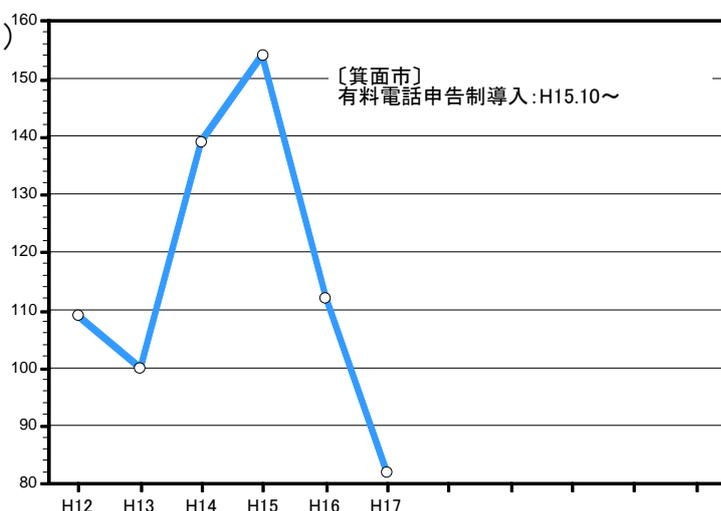
①堺市（品目別料金設定方式）



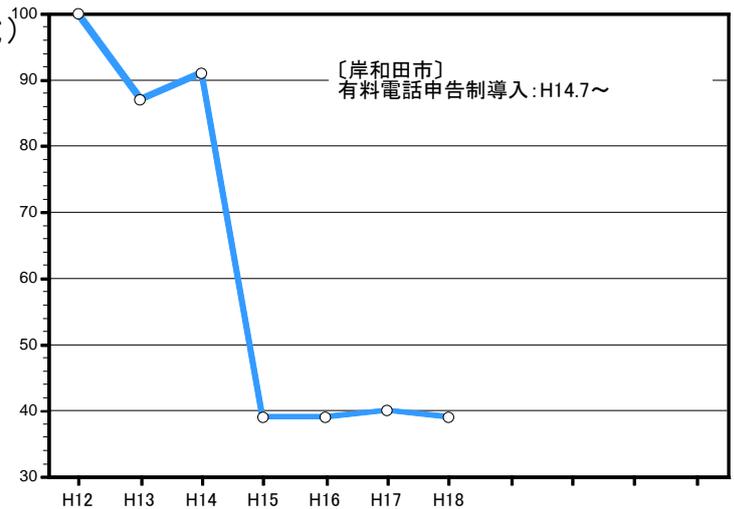
②枚方市（品目別料金設定方式）



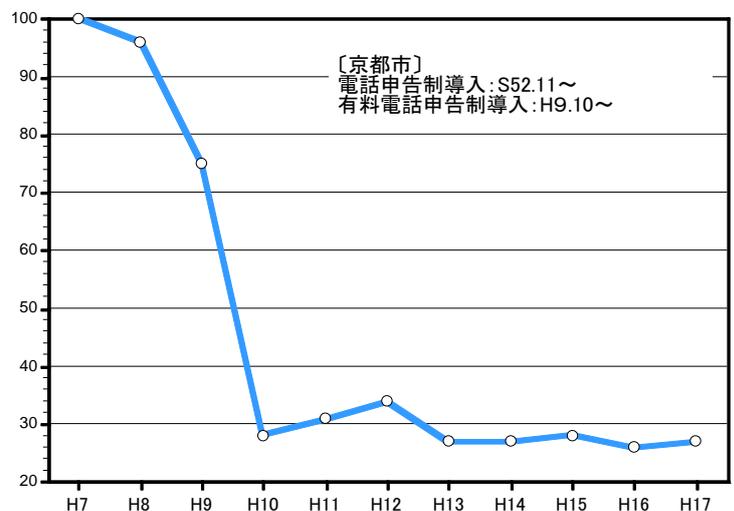
③箕面市（大きさ別料金設定方式）



④岸和田市（大きさ別料金設定方式）



⑤京都市（品目別料金設定方式）



（6）導入にあたっての配慮事項

粗大ごみへの有料制導入にあたって、各都市配慮した主な内容を以下に整理した。

1）収集における市民サービスの向上

- ステーション方式から戸別方式へ変更して持ち出しの距離を縮小
- 既存の臨時ごみ・犬猫等死体処理と併せて受付を一元化し、効率的な受付システムを導入
- 収集個数制限の廃止（有料化前は10個まで等） など

2）リユース手段の提供

- リサイクルプラザやリサイクル工房等の整備
- リユースフェスタ（家具や自転車について）やフリーマーケットを実施
- 収集した粗大ごみの中からリユースできそうなものを手直しし、抽選で市民に無料提供 など

3）低所得者等への負担の軽減

- 低所得者や生活保護世帯に対する処理手数料の減免をしている都市もある。 など

4）処理料金やリユースの手段等、市民への情報提供

- 処理料金表やリユースの方法を記した『ごみ辞典』等の作成・配布
- 「チラシ」、「ホームページ」等で情報提供 など